

西目屋村教育大綱

令和5年3月

西 目 屋 村

1. 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとなっています。

令和5年3月24日開催の総合教育会議において協議を行い、令和4年度から令和7年度までを期間とする「西目屋村教育大綱」を定めました。

2. 位置付け

第2期西目屋村教育大綱は、令和4年3月に策定された、本村が目指す総合的な村づくりの計画である「西目屋村総合計画(第2期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む)」の教育分野の施策を踏まえ、教育の振興に取り組みます。

3. 期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

4. 基本理念

西目屋村は、「親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや」を将来像と定め、これからも、親から子へ世代を超えて、この美しい自然とともに、にしめやのあたり前の豊かさをつないでいく村づくりを目指しています。

将来像を達成するための施策の中で、とりわけ、教育分野では「未来をひらく教育・子育て日本一の村」、「いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進」を大綱として掲げています。

さらに、祖先のたゆまない努力によって築かれた西目屋村を、心から愛する村民であることを誇りとし定められた「村民憲章」を心の拠り所とします。

<村民憲章>

- ・ 恵まれた自然を愛し、心豊かな村にしましょう。
- ・ 働くことを喜びとし、活力ある村にしましょう。
- ・ 教養と文化を高め、希望あふれる村にしましょう。
- ・ スポーツに親しみ、健康で明るい村にしましょう。
- ・ 互いに助け合い、広く輪を作り、住みよい村にしましょう。

5. 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の4つの目標を掲げ、必要な施策を展開していきます。

1) 未来をひらく子どもたちの育成

子どもたちへの教育内容や環境を充実させることにより、未来をひらく子どもたちの育成を推進します。

2) 楽しい学び合いの推進

本村の豊かな環境を題材とした体験型学習や全ての世代が学ぶことのできる生涯学習により、互いに教え合い村民同士の交流の機会となる楽しい学びあいを推進します。

3) 本村らしさの継承

世界遺産白神山地など、自然と調和した山村として古くから営んできた伝統的生活・文化や地元産品等を、親世代から子どもたちの世代へ受け渡すことにより、本村らしさの継承を推進します。

4) スポーツの推進

村民の運動機会の提供や地域活性化などにつながる村民・競技スポーツに取組み、国民スポーツ大会開催準備を併せて進めることにより、スポーツの推進を図ります。